

本邦の三十一

量ニクルツポ砲及ボツキニ機関砲借用方

内務大臣へ稟申致し處者要塞ニ備付シ

餘裕無之旨内務次官より通達有之已

得ニ從來借用ノ山砲ヲ以テ間合セテ得共

更ニカワトリンゲ砲三十門及之ニ要スル彈

九五十万發借用方内務大臣へ稟申致し

間閣下ニ於テモ是非トモ貸與相成ヌ様其

筋へ交渉相成ヌ様及上申共也

明治三十八年九月五日 警衛本署長大島久満次

民政長官後藤新平殿

追テカワトリンゲ砲ハ日清戦役ノ際分捕リシ品

数多有之目下不用ニ属ス居ヌ由陸軍當局者より聞及ヌ

閱

STAMP



三
 五
 本
 書
 類
 十
 月
 四
 日
 後
 藤
 氏
 政
 長
 官
 来
 有
 次
 官
 渡
 カ
 シ
 タ
 ん
 モ
 ノ
 ニ
 シ
 テ
 本
 件
 と
 関
 係
 ス
 ル
 書
 類
 ノ
 取
 扱
 ハ
 附
 属
 ノ
 通
 リ
 已
 シ
 回
 答
 済
 ミ
 ヲ
 有
 之
 ヲ
 本
 書
 ハ
 此
 終
 密
 癸
 ツ
 子
 之
 大
 々
 ノ
 書
 類
 、
 綴
 込
 ヲ
 置
 カ
 レ
 タ
 シ
 十
 月
 五
 日
 記
 兵
 課

陸軍

0771